

# 特　記　仕　様　書

## 余裕期間制度活用工事に関する特記

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期の前に設定する工事（余裕期間制度活用工事）である。

### 1 定義

- (1) 余裕期間 契約確定日の翌日から着工日（工事を開始すべき日。以下同じ）の前日までの期間をいう。
- (2) 工期（実工期） 着工日から工期の末日（工事完成期限。以下同じ）までの期間をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と工期を合わせた期間をいう。

### 2 余裕期間制度の方式

三鷹市（以下「市」という。）が着工日及び工期の末日を指定する発注者指定方式とする。

### 3 工期

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（余裕期間：契約確定日の翌日から令和 年 月 日まで）

### 4 現場代理人及び監理技術者等の専任期間及び現場管理等

- (1) 余裕期間は、現場代理人並びに監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者を現場に配置することを要しないものとする。
- (2) 余裕期間における当該工事現場の管理は、市の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間は、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等は行うことができるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事に着手することはできないものとする。
- (4) 余裕期間に行う当該工事の準備等は、受注者の責任において行うものとする。

### 5 前払金の請求

受注者は、本工事の前払金について、着工日以降に市に請求を行うことができるものとする。

### 6 C O R I N Sへの登録

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報システム（C O R I N S）」への登録は、着工日後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き 10 日以内に行うものとする。
- (2) 工期及び技術者の従事期間は、工期（実工期）をもって登録するものとする。